

~~有 料 無 料~~  
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~  
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~  
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 囲 等 届 出 書~~  
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

不要な表題を抹消

取扱職種の範囲等に係る変更のみの場合は抹消

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人の場合は  
法人の名称及び代表者の氏名を記載

(ふりがな)

②申請・届出者 氏 名

「申請・」を抹消

- ~~職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

不要な文字を抹消

1、5、6の全文を抹消

記

取扱職種の範囲等に係る変更のみの場合は 8 の全文を抹消

③許可・届出番号		
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>		法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載
〒 □□□□ - □□□□ □□ 電話 ( )		
⑤所 在 地 <small>(ふりがな)</small>		
⑥事業所	名称 <small>(ふりがな)</small>	
	所在地 <small>(ふりがな)</small>	ビル名、階数まで記載
⑦変 更 事 項		変更があった事項(「取扱職種」「取扱地域」等)を記載
⑧変 更 前		変更前の取扱職種の範囲等を記載
⑨変 更 後		記載しない(変更後の内容は⑩欄に記載)

取扱職種の範囲等以外に係る変更もある場合は、⑧欄・⑨欄とも記載  
 ※取次機関に係る変更もある場合は、取次機関に関する申告書(通達様式第 10 号)も作成

<p>⑩取扱職種の 範囲等</p>	<p>・ 変更後の内容を記載（変更前のものは⑧欄に記載）</p> <p>・ 職業紹介事業を行う事業所ごとに内容を記載 （書き切れない場合は、別紙に記載して添付すること）</p> <p>（例） 職 業 … 家政婦（夫）、農業の職業など 〈定め方〉原則として、令和4年版厚生労働省編職業分類の中分類</p> <p>地 域 … 栃木県、ベトナム社会主義共和国など 〈定め方〉原則として、都道府県名又は都道府県名及び市町村名 国外にわたる職業紹介を行う場合の相手国名は、外務省が作成している 「各国・地域情勢」に記載された名称</p> <p>その他 … 中高年齢者、特定技能の在留資格者など</p>	
<p>⑪変更(廃止)年月日</p>	<p>取扱職種又は取扱地域を変更した年月日を記載</p>	
<p>⑫職業紹介責任者</p>	<p>氏 名</p>	<p>住 所</p>
	<p>職業紹介責任者に係る変更がない場合は記載しない</p>	
<p>⑬変更(廃止)理由 再交付理由</p>	<p>変更の理由を記載</p>	
<p>⑭備 考</p>	<p>担当者職名、氏名、連絡先を記載</p>	

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第32条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~ ← 全文を抹消